



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（文化振興課） . . . . . 1

### 告 示

- 騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課） . . . . . 6
- 振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課） . . . . . 7
- 騒音に係る環境基準の地域類型の指定の一部を改正する告示（環境保全課） . . . . . 7
- 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課） . . . . . 7
- 有害鳥獣駆除事業補助金交付規程を廃止する告示（営農支援課） . . . . . 7
- 臨時糖業干害対策費補助金交付規程を廃止する告示（糖業農産課） . . . . . 7
- 沖縄県豚産肉能力直接検定実施規程を廃止する告示（畜産課） . . . . . 8
- 土地改良区設立認可申請の適当の決定（村づくり計画課） . . . . . 8
- 土地改良区の解散（村づくり計画課） . . . . . 8
- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課） . . . . . 8
- 民有保安林の指定の予定（森林管理課） . . . . . 9
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） . . . . . 9
- 民有保安林の指定・7件（森林管理課） . . . . . 9
- 民有保安林の指定の解除・7件（森林管理課） . . . . . 12
- 民有保安林の指定の予定の廃止（森林管理課） . . . . . 14
- 漁協信用事業整備強化対策事業利子補給規程を廃止する告示（水産課） . . . . . 14
- 水産業改良普及員資格試験実施規程を廃止する告示（水産課） . . . . . 14

## 規 則

沖縄県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第11号

#### 沖縄県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が設立する公立大学法人（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査報告の作成)

**第2条** 監事は、法第13条第4項の規定により監査報告を作成するときは、次項から第5項までに定めるところによらなければならない。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第1号並びに第5項第3号及

- (6) 債券の償還の方法及び期限
- (7) 利息の支払の方法及び期限
- (8) 債券の発行の価額
- (9) 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用があるときは、その旨
- (10) 債券の募集の方法
- (11) 発行に要する費用の概算額
- (12) 第2号から第9号までに掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 作成しようとする債券の申込証
- (2) 債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面
- (3) 債券の引受けの見込みを記載した書面  
(償還計画の認可)

**第25条** 法人は、法第79条の4の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。償還計画を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先
- (2) 債券の総額及び当該事業年度における発行見込額並びに発行の方法
- (3) 長期借入金及び債券の償還の方法及び期限
- (4) その他必要な事項  
(業務実績等報告書)

**第26条** 法第78条の2第2項の報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

- (1) 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた事項
- (2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた事項

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。  
(会計処理の特例)
- 2 法人の成立の際、法第6条第3項の規定により当該法人に出資された財産又は法第66条第1項の規定により当該法人が承継した権利に係る財産のうち償却資産については、当該法人の成立の日において第8条第1項の規定による指定があったものとみなす。

**告 示**

**沖縄県告示第119号**

昭和54年沖縄県告示第95号（騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の一部を次のように改正し、令和3年7月1日から施行する。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第1表嘉手納町の項中

近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	

を

近隣商業地域	工業地域
商業地域	
準工業地域	

に改め、同表

の付表八重瀬町の項中「字当銘」の次に「、字志多伯」を加える。

**沖縄県告示第120号**

昭和54年沖縄県告示第96号（振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の一部を次のように改正し、令和3年7月1日から施行する。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第1表嘉手納町の項中「準工業地域」を「準工業地域  
工業地域」に改め、同表の付表八重瀬町の項中「字当銘」の次に「、字志多伯」を加える。

**沖縄県告示第121号**

平成11年沖縄県告示第293号（騒音に係る環境基準の地域類型の指定）の一部を次のように改正し、令和3年7月1日から施行する。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

表八重瀬町の項中「字当銘」の次に「、字志多伯」を加え、同表嘉手納町の項中「第1種中高層住居専用地域」を「第2種中高層住居専用地域」に、「準工業地域」を「準工業地域  
工業地域」に改める。

**沖縄県告示第122号**

平成18年沖縄県告示第246号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の一部を次のように改正し、令和3年7月1日から施行する。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第1表読谷村の項及び北谷町の項中「特定悪臭物質」を「臭気指数」に改め、同表中城村の項中「特定悪臭物質」を「臭気指数」に、

B区域	字泊509の2
-----	---------

を

B区域	字泊509の2
C区域	字当間及び字屋宜の各一部

に改め、同表与那原町の項中

「第1種低層住居専用地域」を「第1種低層住居専用地域  
第2種低層住居専用地域」に改め、同表八重瀬町の項中「字当銘、字高良」を「字当銘、字志多伯、字高良」に、「字伊波」を「字伊覇」に、「字後原及び字新城」を「字新城、字後原及び字仲座」に改め、同表嘉手納町の項中「字屋良」の次に「、字嘉手納」を加える。

**沖縄県告示第123号**

有害鳥獣駆除事業補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**有害鳥獣駆除事業補助金交付規程を廃止する告示**

有害鳥獣駆除事業補助金交付規程（昭和54年沖縄県告示第316号）は、廃止する。

**附 則**

この告示は、令和3年3月23日から施行する。

**沖縄県告示第124号**